

議長／それでは本会議を再開したいと思います。

前日に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました第 92 号議案及び第 93 号議案並びに議員から提出されました請願第 4 号を追加上程いたします。

日程に基づき、議事を進めます。

日程第 1. 第 77 号議案 武雄市職員の給与に関する条例及び武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 77 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 2. 第 78 号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 78 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 3. 第 79 号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 79 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 4. 第 80 号議案 武雄市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 80 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 5. 第 81 号議案 武雄市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 81 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 6. 第 82 号議案 武雄市都市公園設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 82 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 7. 第 83 号議案 武雄市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 83 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 8. 第 84 号議案 武雄市教育委員会の組織に関する条例を廃止する条例を議題といた

します。

第 84 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 9. 第 85 号議案 字の区域の変更についてを議題といたします。

第 85 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 10. 第 87 号議案 令和 5 年度武雄市一般会計補正予算（第 8 回）を議題といたします。

第 87 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分につきましては、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 11. 第 88 号議案 令和 5 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 88 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 12. 第 89 号議案 令和 5 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 89 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 13. 第 90 号議案 令和 5 年度武雄市国道 34 号用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 90 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 14. 第 91 号議案 令和 5 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 91 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 15. 第 92 号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明を求めます。

諸岡福祉部長

諸岡福祉部長／おはようございます。

第 92 号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

議案書（その 2） 3 ページを御覧ください。

本議案は、地方税法等の一部改正に伴い条例を改正するものです。

第 23 条第 3 項につきましては、国民健康保険税の納税義務者またはその世帯に属する被保険者が出産予定の場合、または出産した場合の、当該納税義務者に対する所得割額及び均等割額の軽減処置を規定しております。

軽減対象期間としましては、単胎の場合、出産予定日または出産した日の属する月の前月から 4 か月間、多胎の場合は、出産予定日または出産した日の属する月の 3 か月前から 6 か月間です。

軽減される税額としましては、令和 6 年 1 月以降の対象期間の出産被保険者にかかる所得割額及び均等割額全額です。

第 24 条の 3 につきましては、その軽減措置を受けるために必要な手続を規定しております。出産予定日の 6 か月前から届け出ることができ、また、市長が手続に必要な事項について確認することができる場合は、届出を省略させることができとなっております。

本条例の施行日は令和 6 年 1 月 1 日です。

以上で補足説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長／第 92 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 16. 第 93 号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

諸岡福祉部長

諸岡福祉部長／第 93 号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を申し上げます。

議案書（その 2） 8 ページをお願いいたします。

本議案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部改正に伴い、条例を改正する

ものです。

戸籍法の改正により、全国の戸籍のネットワークシステムが整備されることから、本籍地以外で戸籍謄本等の広域交付ができるようになることに伴い、手数料条例の規定を整理し、全国統一となる手数料とするものです。

あわせて、戸籍謄本の代わりに戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号、いわゆるパスワードとなるものを発行する手数料について改正するものです。

これは、行政機関の手続で、識別符号を提出することで戸籍謄本等の提出が不要となり、手続ができるようにするものです。

本条例の施行日は令和6年3月1日です。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長／第93号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第17. 請願第4号 精神障害者保健福祉手帳の表記にかかる意見書の採択に関する請願書を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

8番豊村議員

豊村議員／精神障害者保健福祉手帳の表記にかかる意見書の採択に関する請願書について、請願趣旨理由を述べます。

JR九州をはじめ、JR各社の鉄道乗車券には障害者割引制度があり、身体障害者と知的障害者においてそれぞれの障害者手帳、療育手帳に、旅客運賃低減の表記がなされている場合に、運賃を半額とするように規定されています。

しかし、精神障害者には割引の適用がありません。

この問題について、令和3年2月26日の衆議院予算委員会第5分科会で行われた質疑で、国土交通省は「JRによると、精神障害者保健福祉手帳に介護の可否が記載されていないとの理由から、精神障害者を割引対象にしていない」旨の答弁をしました。

障害者手帳等に旅客運賃低減という表記があれば、鉄道運賃割引の対象とすることとされて

います。

精神障害者保健福祉手帳にはこの表記がありません。

身体及び知的障害者と精神障害者の待遇に区別をつけることは差別に該当し、障害者基本法第4条障害者差別解消法第8条に違反します。

佐賀県において、JR鉄道線以外の公共交通機関は、JRバスも含めて、精神障害者にも割引制度を適用しています。

こうした観点から、下記事項が実現されるよう地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出をお願いいたします。

1、JRの乗車券における障害者割引について、精神障害者も対象者に含めることができるよう、精神障害者保健福祉手帳に旅客運賃低減を表記すること。

請願者、宮城保之、紹介議員、豊村貴司です。

議長／請願第4号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

9番上田議員

上田議員／今回、この請願については、請願者が江北町の方ということで記載がなされておりますけど、なぜ今回武雄市でこれが出てくるのかと、あと、もし御存じであれば、江北町の状況、江北町議会も今、開会中かと思えますけど、そちらがもう既に意見書として提出されているものなのか、そこら辺も含めて。

あと、県内全体の状況がどういうものなのかというのを教えていただければと思います。

議長／8番豊村議員

豊村議員／この方が江北町在住なんですけれども、武雄市内で福祉のNPO法人の代表をされていまして、そのことで私のほうに紹介がありました。

江北町議会での動きというところは、私は把握していないんですが、佐賀県の精神保健福祉連合会のほうからも、JRに対し要望書が提出されたことがある、団体としてそういった動きを取られたことがあるということは確認をしております。

議長／9番上田議員

上田議員／ありがとうございます。

私がお伺いしたいのは、その今回が、この件について意見書を提出するような形になるので

あれば、佐賀県で初めてになるものなのか、もう既に江北町ではもうしていますよとか、県内のほかの議会ではもう既に実施されていますよとか、そういう事例があるのかどうなのかを確認させてもらいたかったところですので、よろしくお願いします。

議長／8番豊村議員

豊村議員／実際に議会で請願が出されたということは、私は聞いていません。確認できていませんけども、ほかの市議会の方にこの話はしたということは伺っていますが、請願書まで出したということは、私は伺っていません。ですから、私が把握している分では、ちょっと、初になるのかなというふうに思います。ちょっと、そこは正確にはちょっと、確認できていないので言えないです。

議長／ほかに質疑ございませんか。

19番杉原議員

杉原議員／身体及び知的障害者と精神障害者の待遇に区別をつけることは差別に該当し、障害者基本法第4条障害者差別解消法第8条に違反しますと、ここにきっぱり、違反しますと言い切っておられます。

本当にこれは違反するわけですかね。

しかし、本当にこれが違反するようだったら、法的対応を求めるべきじゃなかろうかと思いますが、それに対して。

議長／8番豊村議員

豊村議員／障害者基本法第4条について申し上げます。

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為を行ってはならない。

第8条に関しては、事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でないものと不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないということで、請願者の思いとしては、身体、知的、精神という障害の区分がある中で、そこで差が出るということは、この基本法の理念に関して違反するのではないかというところで行われています。

議長／19番杉原議員



杉原議員／私、障害者を\*\*\*しているんじゃないんですよね、もう確実に法的に違反しますということをここに書いてありますので、本当に法的に違反するのかと。

法的に違反したら、法的対応を求めていくべき、これが本筋じゃないかなと思って質問しているんです。

ですから、法的に違反しますと確実に言い切ることができるんですねと、再度お伺いします。

議長／8番豊村議員

豊村議員／先ほど述べました障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律にうたってある部分と照らし合わせて、そこは合致しないのではないかというふうなところで、そういった意味も込めての請願になっているというふうなところですよ。

議長／ほかに質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

18番牟田議員

牟田議員／議事進行として継続をお願いしたいんですけども、今回、開会の時間が10時というふうに提示してありますけども、10時に始まらなかった。

通常はその前に、1分前にでも、議長がこうやって延期しますということを壇上で述べて延期しているというのが今までのやり方じゃないですか。

これはもう多分、議会のほうで決まっているんじゃないですかね。

だから、その辺のところをきちんと事務局がきちんとそういうところを指導してほしい、指導というか、言っていただきたいというのが1点目。

それと、もう一つは、議運がぎりぎりまであって、今までも、延期してから議運の報告時間というのを10分少々必ず取っておりました。

そうしないと、延期したまま、ぎりぎりになったまま、我々も内容も分からず、今回は杉原議員さんが説明したほうが良いよという形でアドバイスいただいたので分かりましたけども、これが前例になってはいけないなということで、議事進行を出していただきました。

例えば、お昼前になっても、お昼にこれを延期しますと。

今はないですけども、午後も5時過ぎると、あらかじめ延期しますというのをきちんと、この議会の準則にのっとりやっておりました。

ぜひ、これが前例にならないよう、そして議運も延期になって、中までいろいろ論議されるのはいいことだと思います。

ただし、議運は会派の代表ですので、会派の説明の時間もきちんと取っていただくこと。

これが前例にならないようお願いしまして、取扱いしていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

議長／ただいま、18番牟田議員さんから御指摘がありましたけれども、やはり、開会時間を遵守すると、そういったことは基本的なことでありますので、ここは議長、議会事務局共に反省した上で、今後こういうことがないようにしていきたいと思います。

よろしくをお願いします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。